

日本年金機構

前回部会の審議に関する補足説明

【資料3-2-①】 日本年金機構の全国異動等について

【資料3-2-②】 休暇制度の見直しに関する意見聴取等について

## 日本年金機構の全国異動等について

### 1. 全国異動について

固定的な三層構造の一掃の観点から導入された全国異動については、都道府県域を超えた人事異動を行うことに加え、ブロックを越えた異動（本部とブロック間異動も含む）についても、人材育成の観点も含め促進する。

### 2. 全国異動及び広域異動の状況（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

正規職員数		全国異動経験あり	①ブロック間の異動	②広域異動	③その他（県域を越えた異動であるが自宅から通勤）
11,074		6,267 (56.6%)	2,547 (23.0%)	3,443 (31.1%)	1,860 (16.8%)
内訳	男 7,509	4,554 (60.6%)	1,785 (23.8%)	2,650 (35.3%)	1,280 (17.0%)
	女 3,565	1,713 (48.1%)	762 (21.4%)	793 (22.2%)	580 (16.3%)
（再掲）					
管理職	2,400	1,647 (68.6%)	463 (19.3%)	1,112 (46.3%)	455 (19.0%)
（再掲）女性管理職	(274)	(101) (36.9%)	(19) (6.9%)	(53) (19.3%)	(40) (14.6%)
一般職	8,674	4,620 (53.3%)	2,084 (24.0%)	2,331 (26.9%)	1,405 (16.2%)
（再掲）女性一般職	(3,291)	(1,612) (49.0%)	(743) (22.6%)	(740) (22.5%)	(540) (16.4%)

（※1）上記件数は、人事給与システムのデータを機械的に集計したものである。

（※2）全国異動の集計について

本人から登録のあった直近の本拠地（都道府県単位）を基準に、人事記録から勤務県（47+本部）の履歴を比較し全国異動の有無を集計。

旧社会保険庁出身者のうち、本庁採用者の本拠地は本部に読み替えて比較を実施。なお、旧社会保険庁時代の全国異動経験者については計上していない。

全国異動先の内訳については、全国異動を2回以上経験している場合、自ブロック内<他ブロック<本部の優先順位により整理している。

（※3）広域異動の集計について

平成22年1月以降の広域異動（転居を伴う人事異動）の有無を集計。

（※4）上記①～③は事項別に再掲したものである。

（※5）全国異動経験はないが、広域異動の経験を有する者は、430人。

## 休暇制度の見直しに関する意見聴取等について

### 1 休暇制度のご意見を承ることについて

職員の休暇制度については、日本年金機構設立委員会において議論された経緯もあることから、今後は機構のホームページにおいて国民の皆様からご意見を承ることとしたい。

なお、これまで次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画により行った休暇制度の見直しについても、実施状況をホームページに掲載して、ご意見を承ることとしている。(別添1参照)

### 2 休暇制度の見直しに伴う職員給与規程等改正手続きの適正化について

- (1) 休暇制度の見直しに伴う職員給与規程等の機構内の手続きについては、諸規程管理規程(規程第1号)と理事会規程(規程第3号)に齟齬があることから、今後、その適正化を図ることとする。(別添2参照)

(注)

○休暇制度の見直しに伴う職員給与規程の改正については、「主務大臣への届出を要する規程」であることから、諸規程管理規程(規程第1号)に則り、理事長において決定してきた。

○一方、理事会規程(規程第3号)では、理事会の付議事項として、「法の規定により厚生労働大臣への届出又は報告を行わなければならない事項」が挙げられており、職員給与規程等も含まれることになると考えられることから、諸規程管理規程と理事会規程との間に齟齬が生じていた。

- (2) 過去の職員給与規程等の改正については、7月18日に開催した理事会に付議し了承された。(別添3参照)

- (3) 今後の対応として、職員給与規程等の改正については、理事会に報告する方向で検討している。

日本年金機構 Japan Pension Service

サイト内検索 検索 ホーム

読み上げる

日本年金機構について アニュアルレポート

受給する方 請求する方 事業主の方 年金Q&A 申請・届出様式 全国の相談・手続窓口 電話での年金相談窓口

役員に関する情報公開

業務・財務・役職員に関する情報公開

6-2-3761-738 更新日：2014年7月17日 印刷用ページ

[ご意見・ご要望はこちらへ](#)

法律に基づく公表事項

開通分類

その他全般

日本年金機構について

[業務・財務・役職員に関する情報公開](#)

日本年金機構へのご意見・ご要望のメール

1.業務に関する情報公開

- [日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画](#)
- [日本年金機構業務方法書](#) (PDF)
- [日本年金機構中期目標](#) (PDF)

4.その他の情報公開

- [次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第1期）](#) (PDF)
- 第1期行動計画の実施結果
- [次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期）](#) (PDF)
- 第2期行動計画の実施状況（平成26年7月1日現在）
- [次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」の認定について](#)
- [日本年金機構における環境・省エネルギー対策実施計画](#) (PDF)

次世代育成支援対策推進法

第1期 一般事業主行動計画の実施結果

【計画期間】平成22年7月1日～平成25年3月31日

目標1 仕事と生活（育児・介護等）の両立を推進するための勤務制度の普及と充実や環境の整備



＜実施結果＞

- 時間単位年休の導入（平成22年11月1日）
- 各職場の実態に則したノー残業デーの実施（平成23年6月27日）
- 育児短時間勤務の対象の拡大  
「小学校就学の始期に達するまでの子」から、「小学校第3学年が終了するまでの子」へ拡大（平成23年6月1日）

目標2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。



男性・・・計画期間中に複数名取得する。  
女性・・・取得率を70%以上にする。

＜実施結果＞

- 育児休業取得人数  
総数677人  
男性27人  
女性650人（取得率90.66%）  
※ 取得率＝女性育休取得者÷産休取得者

目標3 結婚、出産、育児、介護等で退職した職員の再雇用制度の導入。



＜実施結果＞

- 退職職員の再雇用制度（ウェルカムバック制度）の導入（平成23年5月1日）

次世代育成支援対策推進法

第2期 一般事業主行動計画の実施状況

（平成26年7月1日現在）

【計画期間】平成25年4月1日～平成27年3月31日

目標1 仕事と生活の両立を推進するための休暇・休業制度の充実



＜実施状況＞

- 結婚休暇の給与支給率を50%⇒100%に改正（結婚から6ヵ月以内に最長5日：平成25年10月1日）
- 配偶者出産休暇の給与支給率を50%⇒100%に改正（最長2日：平成25年10月1日）
- 子（小学校就学前）の看護休暇の給与支給率を50%⇒100%に改正（最長年間5日：平成26年4月1日）
- 介護休業の取得可能日数を最大93日から最大180日に改正（平成25年10月1日）
- ライフサポート休暇の導入  
ワークライフバランスに配慮した連続休暇制度（正規・准職員：連続3日、エルダー・特定業務契約・アシタクト契約職員：連続2日（有給））（平成26年4月1日）

目標2 職員のワークライフバランス意識の醸成



＜実施状況＞

- 職員のワークライフバランスに関する意識調査の実施（平成26年1月）

目標3 仕事と育児・介護の両立を推進するための環境の整備



＜実施状況＞

- 具体策を検討中

## ○日本年金機構諸規程管理規程（規程第1号）（抜粋）

（制定及び改廃の手続）

第4条 諸規程の制定及び改廃については、主管担当部署が立案し、次の表1左欄に掲げる事由につき同表右欄に掲げる部署による審査を経て、諸規程の種類ごとに次の表2で定める理事会その他の機関が決定する。

表2

諸規程		機関
規程	(1) 主務大臣の認可を要する規程	理事会
	(2) 特に重要であると総合調整担当部署が認める規程(前号に掲げるものを除く。)	理事会
	(3) <u>主務大臣への届出を要する規程及び重要であると総合調整担当部署が認める規程(前2号に掲げるものを除く。)</u>	<u>理事長</u>
	(4) 前3号に掲げる規程以外の規程	副理事長又は担当理事

## ○日本年金機構理事会規程（規程第3号）（抜粋）

（議決事項）

第6条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 法の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない事項（法第13条第2項及び第16条第4項の認可を除く。）
- (2) 法の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない事項（法第24条の承認を除く。）
- (3) 法の規定により厚生労働大臣への届出又は報告を行わなければならない事項
- (4) 基本方針及び重要な規程の制定及び改廃に関する事
- (5) 理事長に対する制裁に関する事
- (6) 前5号に掲げるもののほか、その他理事長が必要と認める重要事項に関する事

## 休暇制度の見直しに伴う職員給与規程等の改正について

改正日	規程名	改正内容
H22.4.1	職員給与規程	育児・介護休業法の改正に伴う見直し 介護休暇新設に伴う改正(給与の50%を支給)
	エルダー給与規程	育児・介護休業法改正に伴う見直し 介護休暇新設に伴う改正(給与の減額)
	特定給与規程	
	アシスタント給与規程	
H23.6.1	職員給与規程	ボランティア休暇の新設に伴う規定(給与の減額)
	エルダー給与規程	
	特定給与規程	
	アシスタント給与規程	
H25.10.1	職員給与規程	次世代育成支援対策に係る休暇制度の改正 結婚休暇及び配偶者出産休暇に係る支給率の引上げ(50%→100%)
H26.4.1	職員給与規程	次世代育成支援対策に係る休暇制度の改正 子の看護休暇の有給率引上げ(50%→100%)
	エルダー給与規程	次世代育成支援対策に係る休暇制度の改正 ライフサポート休暇の新設
	特定給与規程	
	アシスタント給与規程	

(略 称)

職員給与規程	日本年金機構職員給与規程
エルダー給与規程	日本年金機構エルダー職員給与規程
特定給与規程	日本年金機構特定業務契約職員給与規程
アシスタント給与規程	日本年金機構アシスタント契約職員給与規程